

正 誤

令和六年七月十二日（号外第百六十七号） 目次
欄中

（原稿誤り）

一 ページ二段二行目から六行目は次のとおり
の誤り。
○日本の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との
間における物品又は役務の相互の提供に関する
日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協
定の効力発生に関する件
令和六年三月三十日（号外特第二十八号） 公布
経済産業省令第二十七号（中小企業における経営
の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改
正する省令）

（原稿誤り）

三三三ページ終りから一二行目「様式第八の四
まで中」は「様式第八の四まで（様式第六の二別
紙3を除く。）中」の誤り。
三三四ページ六行目「様式第十七中」は「様式
第十七（備考を除く。）中」の誤り。

同ページ終りから八行目「施行規則第18条の2
第2の規定」は「施行規則第18条の2第2項の規
定」の誤り。

同ページ終りから四行目の前に次を加える。

様式第二十八中「施行規則第14項」を
「中」の終りに加える際、同項の「中」の字を「
中」に改める。
同ページ終りから四行目「様式第二十八及び様
式第二十九中」は「様式第二十九中」の誤り。

令和六年七月十二日（号外第百六十七号） 外務
省告示第二百一号（日本国の自衛隊とドイツ連邦
共和国の軍隊との間における相互のアクセス及び
協力の円滑化に関する日本国政府とドイツ連邦共
和国政府との間の協定の効力発生に関する件）
（原稿誤り）

一 ページ二行目「日本国の自衛隊とドイツ連
邦共和国の軍隊との間における相互のアクセス及
び協力の円滑化に関する日本国政府とドイツ連邦
共和国政府との間の協定」は「日本国の自衛隊と
ドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は
役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連
邦共和国政府との間の協定」の誤り。

ページ一段 行 誤 正

令和六年六月十八日経済産業省告示第九十三号
（ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報に関する
取扱規程の一部を改正する告示）
（原稿誤り）

六上 八〇七 令和六年経済産 此の告示による
業省告示第九十 改正後の平成二
三十九年経済産 業
省告示第九十九号